

第1章 EUの共通農業政策（CAP）の変遷と

新CAP改革（2014-2020年）の概要

勝又 健太郎

EUにおいては2013年に共通農業政策（Common Agricultural Policy : CAP）の改革が行われ、現在は新しいCAP（2014-20年）の下で価格所得政策や農村振興政策が実施されている。

本稿においては、新CAPを理解するために、これまでのCAPの変遷について重要な転換点ごとに体系的に整理した上で、新CAP改革の概要やその背景について解説する。

I. EUの共通農業政策（CAP）の変遷

1. CAPの創設⁽¹⁾

共通農業政策（CAP）は、1957年のローマ条約により設立された欧州経済共同体（原加盟国は、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、オランダの6ヶ国）⁽²⁾における様々な分野の経済的統合の一環として、農業分野における関税同盟と共同市場（統一価格）を形成するために各国の農業政策を調整・統一する必要があることから設立された。

欧州は、第二次世界大戦後の食料不足の状況にあったため、ローマ条約においては、農業共同市場がCAPを伴って設立される旨が定められるとともに、CAPの当初の目標は、①消費者に対して合理的な価格で十分な食料を供給する、②農業者に対して公正な所得水準を確保する、③農業生産性を向上する等と定められた。

これらの目標を達成するためにとられた政策は、大別すると価格所得政策と構造政策である。

価格所得政策は1962年の穀物の共同市場に関する規則の制定に始まり60年代に形成されていき、構造政策は1972年の農業構造改革に関する指令の制定により開始された。

また、政策に係る財政措置を行う機関として欧州農業指導保証基金（European Agricultural Guidance and Guarantee Fund : EAGGF）が1962年に設立された。EAGGFは、価格所得政策を中心とする保証部門と農業構造政策（後に「農村振興政策」に発展）を主な課題とする指導部門から構成された。

2. 価格所得政策⁽³⁾

(1) 価格所得政策の基本的仕組

欧州の共同市場（統一価格）において、食料供給力と農業者の所得を確保するために採用された価格所得政策の基本的な仕組みは以下のとおりである（第1図）。

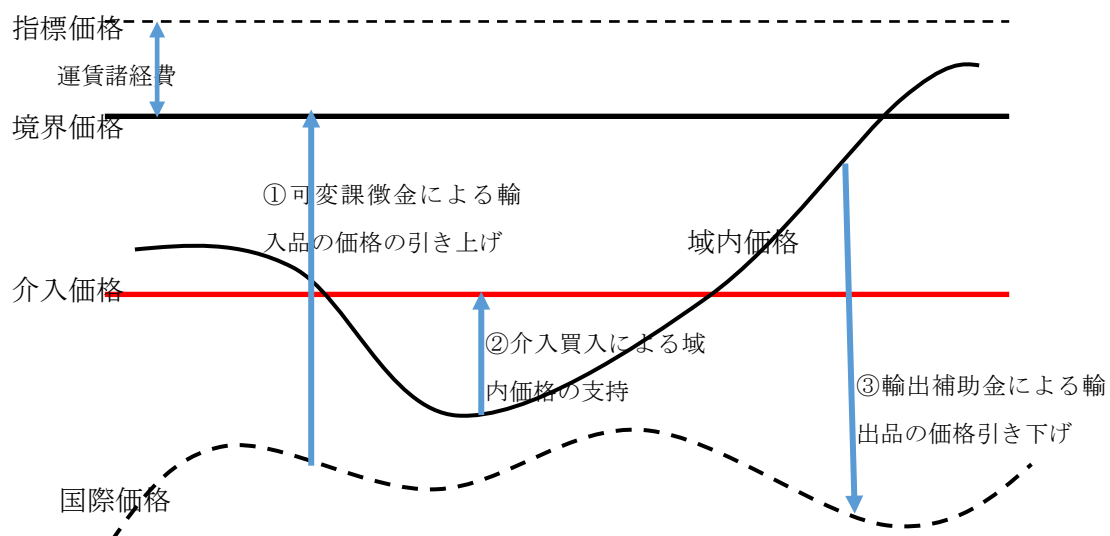
まず、域内の農業者にとって実現することが望ましいとされる価格として「指標価格」を当時の域内消費の中心地であるドイツのデュイスブルグに対して設定した上で、

①国境措置としては、域外農産物が域内において指標価格よりも低い価格で販売されることがないように、指標価格から域内最大の農産物輸入港があるロッテルダムとデュイスブルグ間の運賃等諸経費を控除した水準で「境界価格」を設定して、域外農産物の輸入については境界価格水準まで可変課徴金を課すこととした。これにより域内農産物は国際市場から隔離されることとなり、域外農産物との価格競争を回避することができた。

②一方、域内農産物については、指標価格を基準に域内農産物の下限価格として、域内の最大の農産物生産地であるフランスのオルムに対して「介入価格」を設定し、市場価格がその介入価格を下回った場合には、公的介入機関が介入価格で買い入れすることによって価格支持を行う。

③さらに、域内で余剰農産物が発生した場合は、域内農産物価格と国際市場価格の差額に相当する輸出補助金（輸出払戻金）を支払うことにより国際市場で売却するという輸出措置を講じた。

なお、指標価格、介入価格による域内の統一価格は、穀物については1967年から、その他の農産物については1968年から実施が始まった。



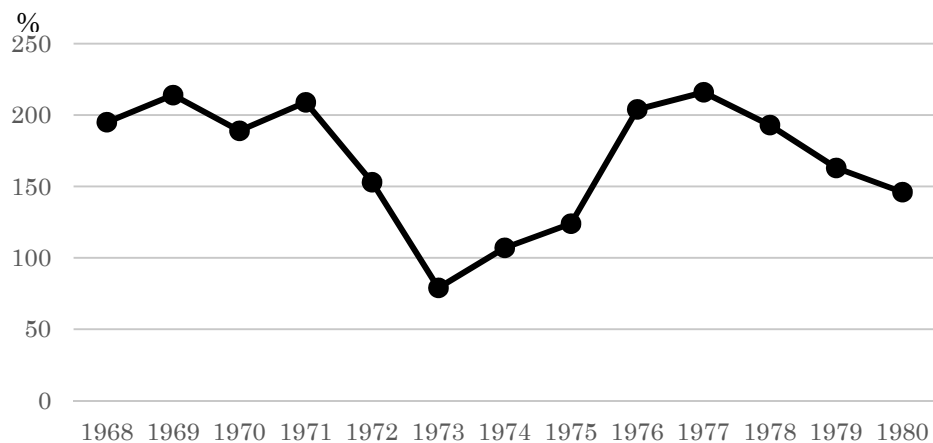
第1図 初期のCAPの価格所得政策の仕組み（概念図）

資料：筆者作成。

(2) 1980 年代までの実施状況

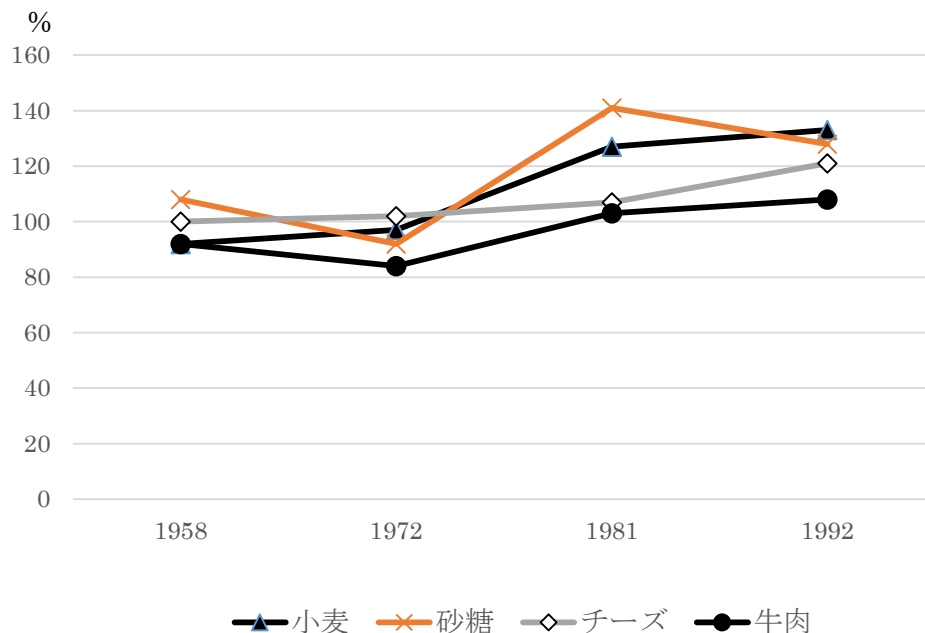
一般に農産物価格は引き下げが政治的に困難であるために、指標価格、介入価格については、加盟国間の政治的妥協により高価格国よりに設定される傾向があり⁽⁴⁾、国際価格と比較してもかなり割高な高水準の市場価格が実現した（第2図）⁽⁵⁾。

これにより域内の農業生産が刺激された結果、1970年代に穀物を始め多くの品目で自給率が100%に達した（第3図）。



第2図 小麦の内外価格差（域内価格／国際価格の割合）

資料：是永のデータから筆者作成。

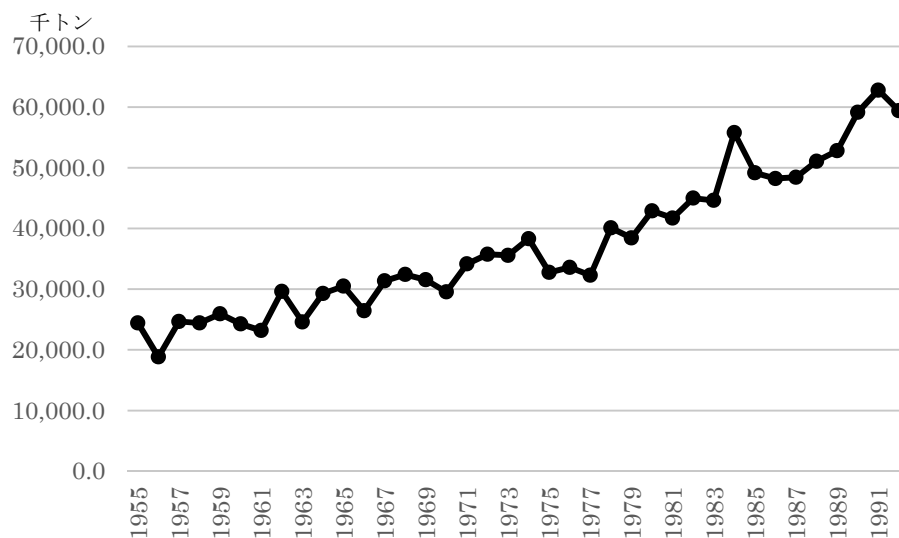


第3図 ECにおける自給率の推移

資料：ローズマリー・フェネルのデータより筆者作成。

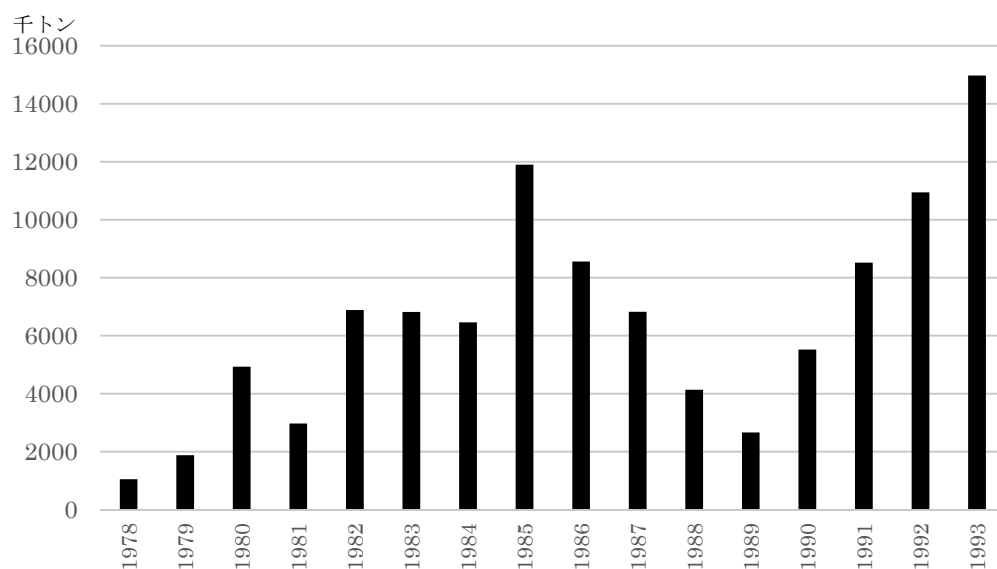
しかしながら、その後も高水準の価格支持により域内市場の許容限度を超えて生産を刺激し続けた結果（第4図）、1980年代に入ると余剰生産物が増加することとなり過剰問題が深刻化していった（1973年から1988年までの期間に農産物の域内消費の年成長率が0.5%であったのに対し、域内生産は年2%で増加した）。このため、域内の価格は介入価格以下となり、介入機関による介入買い入れによって在庫が増加した（第5図）。

また膨大な余剰生産物を輸出補助金により値下げして、国際市場で売却処分したことにより、それに伴う財政支出額も増大した（第6図）。そしてECによる穀物の輸出の増大は、そのシェアを奪われた米国との貿易摩擦を引き起こした（第7図）⁶⁾。



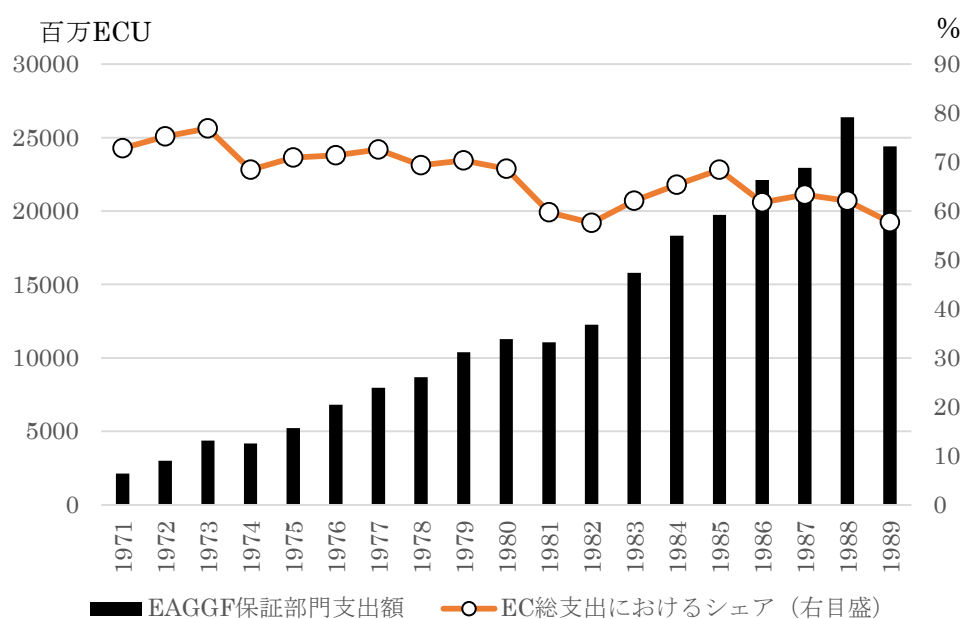
第4図 小麦の生産量の推移（原6加盟国分）

資料：EuroStat のデータより筆者作成。



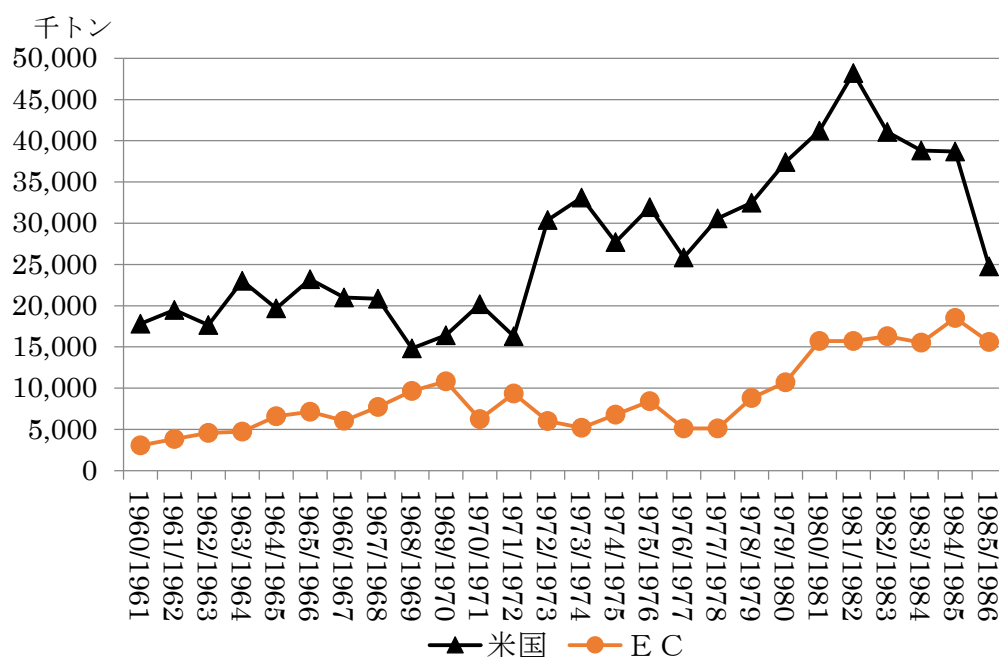
第5図 小麦の介入買入による在庫量の推移

資料：USDA/ERS(1990)より筆者作成。



第 6 図 EAGGF 保証部門の支出額の推移

資料：European Commission(2008a)より筆者作成.



第 7 図 米国と EC の小麦の輸出量の推移

資料：USDA, PSD Online より筆者作成.

このような状況下で対外的には、1986 年から始まったガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、米国、豪州等の農産物輸出国から農産物貿易自由化のために①可変課徴金の関税化と関税の引き下げ、②余剰農産物を発生させる生産刺激的な価格支持政策の廃止・

削減、③国際価格の低迷を悪化させる輸出補助金の廃止・削減等 CAP の根本的な変更を要求された⁽⁷⁾。

(3) 1992 年のマクシャリー改革⁽⁸⁾

以上のような生産過剰や対外的な問題に対応するため、マクシャリー改革が行われた⁽⁹⁾。

マクシャリー改革の基本的な骨格は、支持価格（介入価格）を大幅に引き下げることにより域内農産物の市場価格を国際市場価格並みに低下させて域内農産物の価格競争力を強化させるとともに、この結果生じる農家の所得損失を補償するための直接支払いを導入することにより低価格の下でも域内の農家経営が維持を可能とさせるというものである。また、同時に生産力抑制の対策として義務的休耕（生産調整）措置も導入した。

具体的には、穀物については、1993 年から三年間で指標価格を基準価格（155 グリーン ECU/トン）から 29%引き下げ、介入価格、境界価格もこれに連動する形で引き下げることとした（第 1 表）。

農家の所得損失を補償するための直接支払いについては、支持価格の引下げ分にほぼ相当する額が、直接支払いの単価とされ、収入支持水準（＝買入支持水準＋直接支払い）は改革前後でほぼ一定に維持されることとなった（第 2 表、第 8 図）。当該単価は、穀物については 1 トン当たりの額として設定され、生産量に応じて支払われるカップル支払いであった。支給に当たっては、この 1 トン当たりの単価に地域の生産性が考慮された 1ha 当たりの基準単収（86/87 年～90/91 年）を乗じて面積当たりに換算した上で、基準面積（1989 年～1991 年）に対して支払われることとなった（「補償支払い」として 1993 年から実施）。

第 1 表 マクシャリー改革における穀物の指標価格等の引き下げについて

（単位：グリーン ECU/トン）

	基準価格	1993 年	1994 年	1995 年
指標価格	155	130	120	110
基準価格からの引き下げ率		16.1%	22.6%	29.0%
介入価格		117	108	100
境界価格		175	165	155

資料：Swinbank より筆者作成。

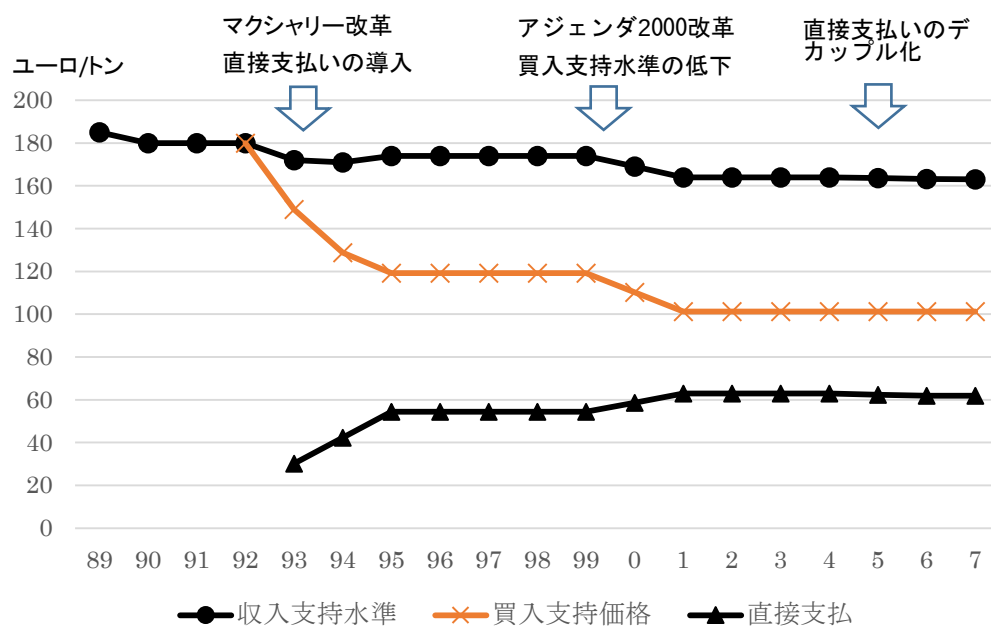
注．グリーン ECU とは、為替レートの変動による加盟国通貨建ての共通農業政策に係る価格に対する影響を緩和するために、欧州の統一通貨単位である ECU を調整したもの。

第 2 表 マクシャリー改革における穀物の直接支払いの単価

（単位：グリーン ECU/トン）

	1993 年	1994 年	1995 年
直接支払い単価	25	35	45

資料：Swinbank より筆者作成。



第8図 小麦の収入支持水準，買入支持価格，直接支払いの推移

資料：Agricultural Situation in EU, Swinbank より筆者作成。

注：グリーン ECU についてユーロに変換，2005 年のデカップル化以後は過去の実績値を使用。

生産調整(セット・アサイド)については，補償支払い受給の要件として穀物については，基準面積の 15%を休耕することとされた。また，当該休耕地について補償支払いと同水準の補償金が支払われることとなった。

マクシャリー改革の結果，可変課徴金を関税化し，その関税を引き下げ，さらに輸出補助金の削減を実施しながら域内農業を存続させる条件が整った。

しかしながら，新たに導入される補償支払いは，過去の生産実績に基づき額が算定されるとはいえ，作物特定のであり，基準面積において生産を行うことが必要とされていることからウルグアイ・ラウンド農業交渉において合意されつつあった農業補助金の削減対象外となる「緑の政策」に該当しなかった。このため，EU と米国の協議の結果，EU の補償支払いと米国の不足払いについては，生産制限プログラム下での直接支払い（一定の面積と収量又は基準生産水準の 85%以下に基づいて支給されるもの）という「青の政策⁽¹⁰⁾」という分類を設定して削減対象から除外することで合意し（ブレアハウス合意），ウルグアイ・ラウンド農業合意に組み入れることに成功した（農業合意は 1995 年 1 月から発効）。

ウルグアイ・ラウンド農業合意の発効に伴い，可変課徴金が関税化され，それと連動していた指標価格と境界価格は 1995 年から廃止された。

(4) アジェンダ 2000 における改革⁽¹¹⁾

2004 年の中東欧の 10 ヶ国の EU への新規加盟について議論するために 1995 年にマド

リッドで開催された欧州サミットに提出された「農業戦略ペーパー」においては、

①中東欧諸国の農産物価格が CAP の現行の価格支持水準よりも低いことから加盟後にこれらの諸国の価格の上昇により農産物の生産量が増加する。その分余剰生産が上乗せで発生することとなりガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の輸出補助金の約束枠ではこれらの余剰分を処理しきれなくなる

②また、EU に加盟することにより中東欧諸国の価格支持水準の上昇に伴って AMS の約束枠も超えてしまうこととなってしまう

③さらに中東欧諸国の加盟後に以上の問題を回避するために価格支持水準を引き下げれば、それに伴うこれらの諸国の農家に対する補償支払いが余分に発生し財政負担が増加してしまう

ことから、加盟前に EU の域内価格の支持価格（介入価格）水準を引き下げることが必要であると分析している。

1997 年に欧州委員会が発表した 2000 年から 2006 年の財政見通しや中東欧諸国の加盟がもたらす問題に係る「アジェンダ 2000」と称される文書においては、「農業戦略ペーパー」の分析に基づき 2000 年から 2006 年の CAP 改革の提案がなされた。当該提案についてはその後、加盟国間での調整した上で 1999 年に最終決定されたが、穀物については、介入価格は 2000 年から二年間で 15%引き下げ、それに伴う補償支払いについては引き下げ相当分の二分の一を上乗せすることとし、名称も「面積支払い」に変更された（第 8 図）。

面積支払いに関してモジュレーション（減額調整措置）が任意制度として導入された。これは、各農家について、①一年間の労働量が一定水準以下である、②富裕水準が一定水準以上である、③直接支払い受給額が一定水準以上である場合に、農家の直接支払い総額を最大 20%減額できる措置である。これによって生じた資金は、農村振興政策のうち、早期離農施策、条件不利地域施策、農業環境施策、農地植林施策に充当することができるとされた。

また、義務的な生産調整については、休耕率が 10%に引き下げられた。

(5) 2003 年中間レビューにおける CAP 改革（フィシュラー改革）⁽¹²⁾

2003 年にアジェンダ 2000 による CAP 改革の中間レビューが実施されたが、結果的に直接支払いについては、以下のような大きな見直しが行われた。

2001 年に開始された WTO ドーハ・ラウンド交渉の進展の中で「青の政策」が補助金の削減対象となる方向が明らかになってきたことから、WTO 農業協定の「緑の政策」として削減対象外とするために、直接支払いの大部分のデカップル化を実施した。

具体的には、品目毎の過去の基準期間（2000～2002 年）における直接支払いの受給実績を農家毎に品目横断的にまとめた上で、その合計額を各農家の農地面積で除して、面積当たり（1 ヘクタール当たり）で算出した額を受給権として農家毎に配分するというもので、「単一支払い」として 2005 年 1 月 1 日から 2007 年 1 月 1 日までに導入することとされた。

また、限定的にカップル支払いの継続が認められた（例えば穀物については受給実績の

25%を限度として認められた)。

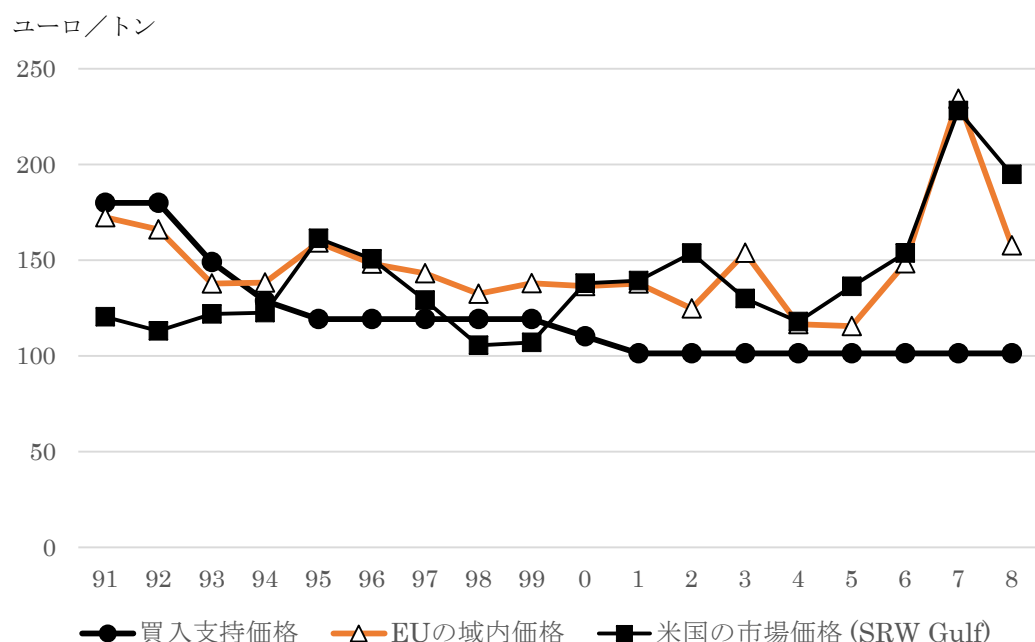
アジェンダ 2000 改革時に任意制度として導入されたモジュレーションについては義務化され、直接支払いの農家受け取り額のうち 5000 ユーロを超える部分を 2005 年は 3%、2006 年は 4%、2007～2012 年は 5%削減し、うち 1%相当部分を当該加盟国に留め置き、残り部分を農村振興政策に使用するために各加盟国に再配分することとされた（ただし各加盟国の当該残りの部分の 80%は加盟国に留め置く）。

従来からの義務的な 10%の休耕面積については、休耕による受給権として設定された。このため、この受給を受けるためには過去の実績だけ休耕する必要があることから実質的には間接的な義務付けとなった。

(6) 2008 年「ヘルスチェック」改革⁽¹³⁾

2008 年 11 月に 2003 年改革に対する一連の改訂が行われた。これは、市場介入制度と単一支払いの合理化・簡素化を主眼としたもので大改革というほどのものでなく「ヘルスチェック」と呼ばれている。

マクシャリー改革以降、穀物の域内価格は基本的に支持価格以上に推移してきており、農産物価格は、とうもろこしのエタノール生産用の需要の拡大や豪州における干ばつによる小麦の生産量の減少によって世界的な需給が逼迫したため、2006 年秋以降から高騰した(第 9 図)。



第 9 図 小麦の買入支持価格，EU の域内価格，米国の市場価格の推移

資料：European Commission（2009）のデータシートより筆者作成。

これを背景として、市場介入制度については、より市場指向型の制度として市場崩壊時のセーフティネットの役割に限定するべきとされ、穀物については、普通小麦の介入買入価格での買入には限度数量（2010 年度以降 300 万トン）が設定された。また、その他の穀物については、買入限度数量をゼロとすることが決定された（限度数量を超えた部分については、公的介入機関によって入札による買入の対象となった）。

直接支払いのうちモジュレーションの対象となる割合については、上方に改定されて、5000 ユーロを超える部分について 2009 年までに 7%、2006 年までに 8%、2011 年までに 9%、2012 年までには 10%削減し、さらに 300000 ユーロを超える部分については、上記の割合に 4%ポイント分加算して削減することとなった。

また、休耕受給権を通常の受給権とすることとされ、休耕（生産調整）は廃止された。

3. 構造政策・農村振興政策

（1）構造政策の進展・拡充（1970 年代～1990 年代）^{（14）}

構造政策については、まず 1964 年に構造政策に係る各国の施策（プログラム）の実施費用の一部を指導部門が負担することが決定された。それ以降、構造政策は農業生産施設や販売流通の改善等の施策に限られて実施されていたが、農業生産性の向上のための 1972 年の農業構造改革に関する 3 つの指令（農業経営近代化、離農対策、教育・訓練・情報に関する指令）の制定により本格的に始まった。

1975 年には条件不利地域に対する助成が制度化され、さらに 1980 年代には農業環境政策についても制度化されるなど構造政策は拡充されていった。

そして、1992 年のマクシャリー改革においては、早期離農対策、農業環境対策の拡充強化がなされ、これらは価格所得政策の改革を補完するものとして位置づけられて、EAGGF の指導部門から保証部門に組み入れられた。

（2）1999 年の「アジェンダ 2000」改革（2000 年～2006 年財政見通し）^{（15）}

農業近代化政策に始まり、条件不利地域対策、農業環境対策等様々に拡充強化されてきた諸施策については、価格所得政策（第一の柱）とともに CAP を構成するもう一つの重要な農村振興政策（第二の柱）として位置づけられた。

これによりこれまでに導入されてきた様々な諸施策については、農村振興政策を構成するメニュー事業として一括して整理されるとともに、EU の地域区分ごとに EU の負担率が整理され、

①EU 共通で設定された事業メニューに基づいて、加盟国が、国又は地域の状況に応じて EU の中長期の財政見通しを期間として農村振興計画を策定して実施する

②当該農村振興プログラムの財源については、EU と加盟国で共通負担する

という基本的枠組みが出来上がった。

(3) 2005 年の改革（2007 年～2013 年財政枠組み）⁽¹⁶⁾

農村振興政策については、第一軸：競争力の向上、第二軸：環境・土地管理、第三軸：経済多角化・生活の質という三軸が設定され、更に、これらに対して横断的な軸である第四軸：LEADER 事業（地域の「草の根」グループによる革新的な農村振興事業の実施に係る支援）が設定され、これらの軸に沿って事業メニューがより体系的に整理された。

また、これらの各軸に対応した地域区分ごとの EU の負担率と各加盟国に農村振興政策の財源として与えられた EU 予算に関する最低限充当すべき各軸への割合について第 3 表のとおりとされた。

第 3 表 農村振興政策の四軸体系の概要

	EU の負担率	EU からの財源の各軸への最低配分率
第一軸：競争力の向上	一般：50% 収斂（低所得地域）：75%	10%
第二軸：環境・土地管理	一般：55% 収斂：80% 辺地：85%	25%
第三軸：経済多角化・生活の質	一般：50% 収斂：75%	10%
第四軸：LEADER 事業	一般：50% 収斂：75%	5%

資料：農村振興政策に関する規則（Council Regulation1698/2005）より筆者作成。

また、これまで、欧州農業指導保証基金（EAGGF）の指導部門と保証部門から支出されていた農村振興政策の財政的な枠組みを統一化することとして、2007 年以降は、EAGGF は廃止され、欧州農業農村振興基金（European Agricultural Fund for Rural Development；EAFRD）から支出されることになった（これに伴い価格所得政策の財政的基盤として欧州農業保証基金（European Agricultural Guarantee Fund；EAGF）が創設された）。

4. まとめ —CAP の財政支出の推移の観点から—

最後に CAP の政策タイプ別の支出額の推移の観点から以上見てきた CAP の変遷を概観することとする（第 10 図）。

1990 年代初頭までは、高水準の価格支持による過剰生産物に対応して価格支持（介入買入等）と輸出補助金により CAP 支出額のほとんどが占められており、農村振興政策に対す

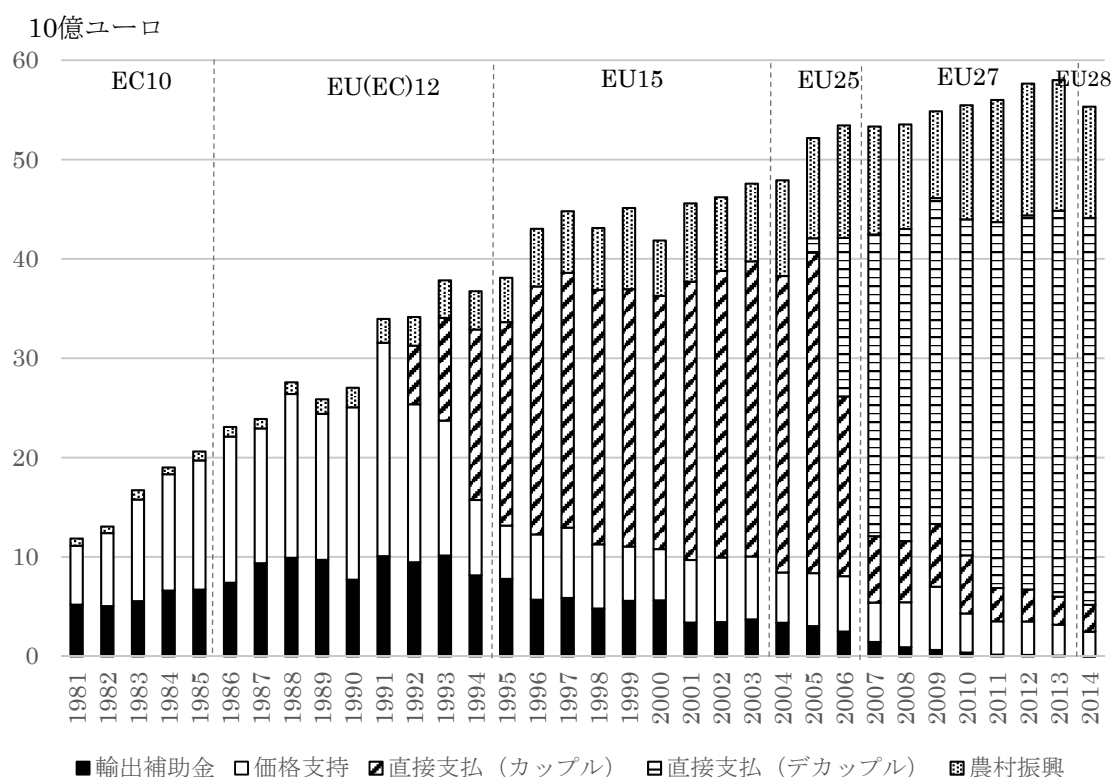
る支出の CAP 全体の支出に占める割合は 5%前後の水準に過ぎなかった。

マクシャリー改革以降、価格支持と輸出補助金に係る支出が減少し始め、それに代替する形で直接支払い（カップル支払い）に係る支出が増加していった。また、農村振興政策に係る支出の割合も 1990 年代末までに 15%まで増加した⁽¹⁷⁾。

アジェンダ 2000 改革により農村振興政策が CAP の第二の柱として位置づけられたことから当該政策の支出の割合も 2000 年代に 20%まで増加した。

中間見直し改革（フィシュラー改革）以降は、直接支払いについてはデカップル支払いが中心となっていた。

2008 年ヘルスチェック改革により、市場介入制度についてセーフティネットとしての役割に限定されたために価格支持に係る支出はさらに減少していった⁽¹⁸⁾。



第 10 図 CAP に係る財政支出額の推移

資料：各種 EU 予算関連資料から筆者作成。

注(1) CAP の創設については、是永他（1994）、棚池（2000）、堀口・小畑（2004）を参照。

(2) 欧州統合－EC（欧州共同体）から EU（欧州連合）－の歴史的経緯については以下のとおりである（European Union、植田（2014）、山根（1998）を参照）。

1951 年 フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、オランダの六ヶ国による欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）が設立

1957 年 欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（Euratom）の設立条約であるローマ条約が、上記六ヶ国により

調印され、ECSC, EEC, Euratom の三共同体六ヶ国体制が開始

1965 年 ブリュッセル条約により三共同体の運営機関が統合され、三共同体は EC (European Communities) と総称され始める。

1973 年 イギリス, デンマーク, アイルランドが加盟：九ヶ国 (第 1 次拡大)

1981 年 ギリシアの加盟：十ヶ国 (第 2 次拡大)

1986 年 スペイン, ポルトガルの加盟：十二ヶ国 (第 3 次拡大)

1992 年 マーストリヒト条約が調印され、EC (EEC, ECSC, Euratom) を第一の柱、共通外交・安全保障政策を第二の柱、司法・内務協力を第三の柱とする「三本柱構造」の EU (European Union) 体制が発足 (法人格は三共同体がそれぞれ有したままで EU には法人格は付与されなかった。この際 EEC から名称を EC (European Community) へ変更、その後 ECSC は 2002 年に終了。)

1995 年 オーストリア, スウェーデン, フィンランド加盟：十五ヶ国 (第 4 次拡大)

2004 年 ポーランド, ハンガリー, チェコ, スロヴァキア, スロヴェニア, エストニア, リトアニア, ラトヴィア, キプロス, マルタの東欧 10 ヶ国が加盟：二十五ヶ国 (第 5 次拡大)

2007 年 ブルガリア, ルーマニア加盟：二十七ヶ国 (第 6 次拡大)

2007 年 リスボン条約により、EU が EC の機能を引き継ぐこととして EU に法人格を付与した。(この際 ECSC は独立した機関として存続。)

2014 年 クロアチア加盟：二十八ヶ国 (第 7 次拡大)

(3) 初期の CAP の価格所得政策の基本的仕組みについては、Harris et al (1983), 磯野 (1993) を参照。

(4) 柘植 (1985) を参照。

(5) 1973 年に 100%未満になったのは、1972 から 1974 年に発生した所謂「世界食料危機」により農産物の国際価格が高騰したためである。

(6) 1980 年代に生じた問題については、増田 (2011) を参照。

(7) 増田 (2011) を参照。

(8) Swinbank et al (1997) , 増田 (2011) を参照。

(9) 1992 年の CAP の大改革は、当該改革を断行した欧州委員会の農業委員であるマクシャリーの名を冠して以後このように呼ばれるようになった。

(10) McMAHON (2006) を参照。

(11) European Commission (1999), 増田 (2011) を参照。

(12) 増田 (2011) を参照。

(13) 増田 (2011) を参照。

(14) 柘植 (1985), 是永他 (1994), 市田 (2004), 石井 (2006) を参照。

(15) 石井 (2006) を参照。

(16) 石井 (2006) を参照。

(17) 1992 年の直接支払 (カップル) は、マクシャリー改革に先立つ 1991 年に行われた油糧種子に関する制度改革に伴って導入されたものである。当該油糧種子に係る改革については、Kay (1998) を参照。

(18) 価格支持に係る支出は 2009 年の生乳価格の下落による酪農危機への緊急対策ために一時的に増加している。

[参考・引用文献]

(英語文献)

- European Commission (2009) "The CAP in perspective: from Market intervention to policy innovation"
- European Commission(2008)"EU budget 2007 Financial Report"
- European Commission(2008)"Enlargement Strategy and Main Challenges 2008-2009".
- European Commission(2007) "The Common Agricultural Policy Explained".
- European Commission (1999) "Agriculture, Environment, Rural Development: Facts and Figures - A Challenge for Agriculture".
- European Commission (1998~2007) "Agricultural Situation in the European Union".
- European Union の website, The history of the European Union,
http://europa.eu/about-eu/eu-history/index_en.htm, 2016 年 3 月 9 日アクセス.
- Eurostat の website, <http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/eurostat/home/>, 2016 年 3 月 9 日アクセス.
- Harris, Simon et al (1983) , "The Food and Farm Policies of the European Community", A
- Kay, A. (1998) "THE REFORM OF THE COMMON AGRICULTURAL POLICY The Case of the MacSharry Reform", CABI Publishing.
- McMAHON, J. A (2006) , "The WTO Agreement on Agriculture A Commentary", OXFORD UNIVERSITY PRESS.
- Swinbank, Alan "The New CAP" , C. Ritson and D.R. Harvey(1997), The Common Agricultural Policy, CAB International
- USDA/ERS (1990) "Western Europe Agriculture and Trade Report"
- USDA/FAS, PSD Online, <http://www.fas.usda.gov/psdonline/> , 2013 年 3 月アクセス.

(日本語文献)

- 石井圭一 (2006) 「EU の新たな農村振興政策」, 主要国の農業情報調査分析報告書 (平成 17 年度), 欧州地域, 国際農林業協力・交流協会
- 磯野喜美子 (1993) 「第 6 章 EC の農業」, 内田勝敏他編著『EC 経済論』, ミネルヴァ書房
- 市田知子 (2004) 『EU 条件不利地域における農政展開』, 農林水産政策研究所
- 植田隆子 (2014) 「第 11 章 欧州連合の拡大」『新 EU 論』植田隆子他編, 信山社
- 是永他 (1994) 『EC の農政改革に学ぶ』農山漁村文化協会
- 是永東彦 (1985) 「先進国農政の展開と農産物貿易」, 紙谷貢他『農業保護と農産物貿易問題』, 農業総合研究所
- 棚池康信 (2000) 「共通政策の確立と共通農業政策 (CAP)」島野卓爾・岡村堯・田中俊郎編著『EU 入門』, 有斐閣
- 柘植憲雄 (1985) 「Ⅲ EC における農業保護政策の構造」紙谷貢他編『農業保護と農産物貿易問題』農業総合研究所
- 堀口健治・小畑直久 (2004) 「共通農業政策 (CAP) の効果と社会的負担」堀口健治・福田耕治編『EU 政治経済統合の新展開』, 早稲田大学出版部
- 増田敏明 (2011) 「第 1 章 EU 共通農業政策の変遷と価格・収入支持水準の設定」, 行政対応特別研究『欧米の価格・所得政策に関する分析』農林水産政策研究所
- 山根裕子 (1998) 『新版・EU/EC 法』, 有信堂高文社
- ローズマリー・フェネル (1999) 『EU 共通農業政策の歴史と展望』, 食料・農業政策研究センター

Ⅱ．新共通農業政策（CAP）改革（2014-2020 年）の概要

1. 新 CAP の予算

（1）新しい多年度財政枠組

EU は、少なくとも 5 年間以上の長期の財政支出計画である「多年度財政枠組（Multiannual Financial Framework）」において、CAP を含む EU の政策分野ごとの毎年の予算の上限額を定めることとなっている^{（1）}。今回の財政期間（2014-2020 年）である 7 年間の多年度財政枠組の概要は、第 1 表のとおりである。

新 CAP の予算の上限額については、前回の財政期間（2007-2013 年）である 7 年間と比較して、CAP 全体については約 12.5%の減少、第一の柱（直接支払い・市場措置）については約 12.9%の減少、第二の柱（農村振興政策）については約 11.3%の減少となっている。

EU の総予算規模がわずかに縮小される中で、欧州における研究、イノベーション、競争力を増強するための事業等、EU の経済成長のための他の政策分野への予算額が増加した一方で、CAP の主要政策である所得支持のための直接支払いに係る予算枠が減少することとなったが、CAP 予算の EU 予算全体に占めるシェアは約 38%であり、従来と同様に政策別シェアが未だに最大の政策分野となっている（以上、2011 年価格を基準にした実質値での評価）。

以上のような財政計画の長期的な動向を踏まえれば、今後 CAP 以外の政策分野から CAP 予算への緊縮圧力が高まる可能性があり、CAP の財源確保のためにも、CAP を EU 全体の長期的な優先政策に位置づけて正当化することが一層重要になってくると考えられる。

（2）加盟国間の予算配分の平準化^{（2）}

新 CAP 改革においては、直接支払いの加盟国間の支払い水準（1 ヘクタール当たりの単価）の格差縮小による予算配分の平準化が図られこととなった。

具体的には、直接支払いの平均単価が EU27 の平均単価の 90%に満たない加盟国については、当該 90%水準との差額分の三分の一分増額となるように当該加盟国の直接支払いに係る総予算シーリングを増額することとしている。

例えば、平均単価が EU27 の平均の 75%である加盟国については、

$(90\% - 75\%) \times (1/3) = 5\%$ が上乗せされ、平均単価が 2019 年までに徐々に 80%になるように直接支払いに係る予算シーリングを増額することとなる。

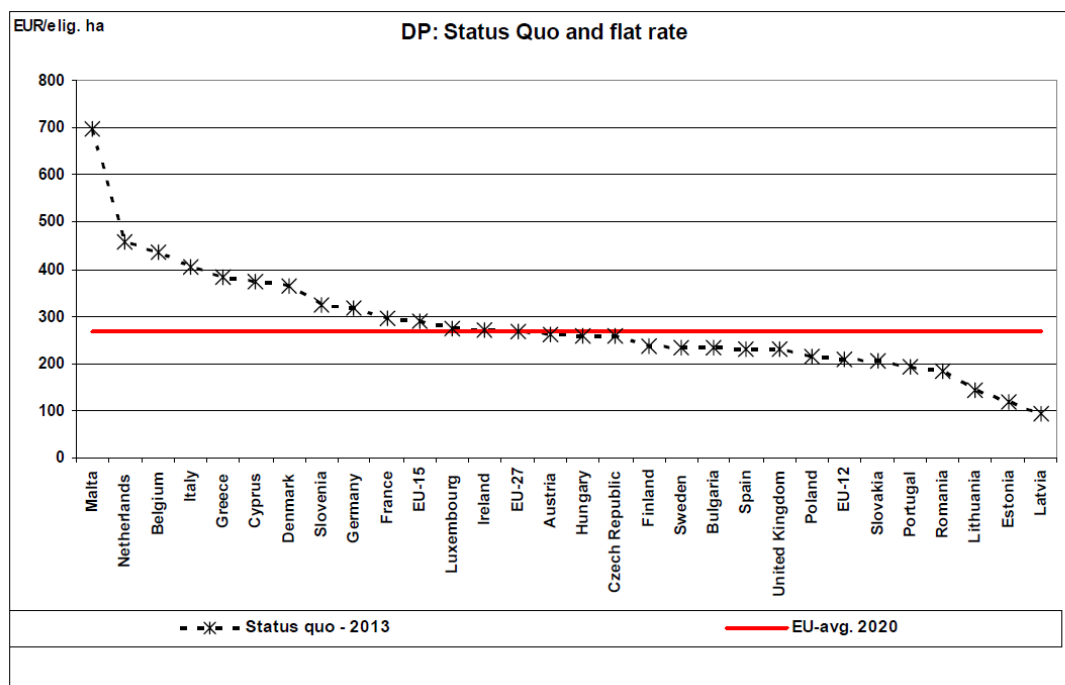
当該増額分に応じて、単価が EU27 の平均単価以上である加盟国の予算シーリングは減額調整される。

第 1 図は、2020 年における EU27 での直接支払いの平均単価水準と 2013 年における各加盟国の直接支払いの平均単価を示したものである。

第1表 多年度財政枠組（2014-2020 年）の概要（2011 年価格での評価）単位：百万ユーロ

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2014-2020	シェア	2007-2013	変化率 (%)
1 知的で包括的な成長	70,364	60,283	61,725	62,771	64,238	65,528	67,214	69,004	450,763	47.0	446,310	1.0
成長と雇用のための競争	17,972	15,605	16,321	16,726	17,693	18,490	19,700	21,079	125,614	13.1	91,495	37.3
経済・社会・地域の結束	52,392	44,678	45,404	46,045	46,545	47,038	47,514	47,925	325,149	33.9	354,815	-8.4
2 持続的成長(自然資源)	59,633	55,883	55,060	54,261	53,448	52,466	51,503	50,558	373,179	38.9	420,682	-11.3
CAP	57,070	54,450	53,602	52,787	51,961	50,966	49,989	49,031	362,787	37.8	414,561	-12.5
第一の柱	43,180	41,585	40,989	40,421	39,837	39,079	38,335	37,605	277,851	28.9	318,820	-12.9
第二の柱	13,890	12,865	12,613	12,366	12,124	11,887	11,654	11,426	84,936	8.8	95,741	-11.3
その他	2,563	1,433	1,458	1,474	1,487	1,500	1,514	1,527	10,392	1.1	6,121	69.8
3 安全保障と市民権	2,494	2,053	2,075	2,154	2,232	2,312	2,391	2,469	15,686	1.6	12,366	26.8
4 グローバルな欧州	9,145	7,854	8,083	8,281	8,375	8,553	8,764	8,794	58,704	6.1	56,815	3.3
5 管理費	0	8,218	8,385	8,589	8,807	9,007	9,206	9,417	61,629	6.4	57,082	8.0
6 補償金	0	27	0	0	0	0	0	0	27	0.0	920	-97.1
合計	141,636	134,318	135,328	136,056	137,100	137,866	139,078	140,242	959,988	100.0	994,176	-3.4

資料：European Commission (2013b)より筆者作成。



第1図 EU27と各加盟国の直接支払いの平均単価

資料：European Commission (2011)より抜粋。

EU27 平均単価の90%未満の加盟国は、12 カ国（ブルガリア、エストニア、スペイン、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、フィンランド、スウェーデン、イギリス）である（なお、第1図に横線で示されているのは、90%水準ではなくEU27 平均単価である）。

（3）予算の二柱間での移行

加盟国は、第一の柱の予算の 15%までを第二の柱へ移行することが可能となった。この移行の結果第二の柱のために確保される財源は、加盟国による共同負担なしで使用されることとなっている（加盟国による共同負担については、後述の「5. 農村振興政策（第二の柱）の改革の概要」の項を参照）。

また逆に、加盟国は、第二の柱の予算の 15%までを第一の柱に移すことができ、更に、直接支払いの単価が、上記の EU27 平均単価の 90%未満である 12 カ国は、これに 10%追加しうることとなり合計 25%まで第二の柱の予算を第一の柱に移行することが可能となった。

2. 所得支持のための直接支払い（第一の柱）の改革

第一の柱のうち所得支持のための直接支払いについてEU全体でみると、2013年支出額ベースでは、デカップル支払いに対する支出額は約93%、カップル支払いについては約7%となっている⁽³⁾。

デカップル支払いには、「単一支払い（SPS）」（2004 年 5 月より前からの 15 カ国の加盟国において実施）と「単一面積支払い（SAPS）」（2004 年 5 月以後の中東欧などの 12 カ国の新規加盟国において実施されているより簡易なデカップル支払い制度：加盟国予算配分額を農地面積で除した額（単一単価）を支払いう）の二つの方式がある。

なお、直接支払いをデカップル化した際に、単価については、各農業者の過去（2000～2002 年）の受給実績額を面積当たり（1 ヘクタール当たり）で算出したために、農業者毎の生産体系や生産性の違いにより単価に格差が生じることとなった。

（1）所得支持のための直接支払いの改革の概要：直接支払いの再構成

直接支払いのうちデカップル支払い（「単一支払い（SPS）」、「単一面積支払い（SAPS）」）については、従来通りに受給される基礎支払いと一定の要件を満たした場合に受給される上乗せ支払いに分割された。

上乗せ支払いには、以下のとおり実施が義務的なものと任意なものが二つずつ導入された。

1) グリーン化支払い（義務的）

基礎支払いの受給者には、気候と環境に有益な措置（①作物の多様化、②既存の永年草地の維持、③生態系保全用地の維持）が義務づけられ、これらを実施した場合に受給される。

2) 青年農業者支払い（義務的）

世代交代を促進するために、40歳以下の農業者の経営立上げに対して直接支払いの平均単価又は基礎支払い単価の25%相当が5年間上乗せして受給される。

3) 自然制約地域支払い（任意）

山岳地域やそれ以外でも重大な自然制約に直面している地域等の農業者を支援するために受給される。

4) 再分配支払い（任意）

平均規模以下の農業者への所得移転のために、実施しなければ平均規模以上の農家に受給されていた基礎支払いの一部を平均規模以下の農業者へ再分配するもの。

また、カップル支払いについては、経済的、社会的、環境上の観点から重要であって、カップル支払いがなければ生産維持が困難なおそれのある品目に対して一定の限度内で認められ、実施は各加盟国の任意となった。

さらに、上記の新しい所得支持のための直接支払い制度（基礎支払い、上乗せ支払い、カップル支払い）の小規模農家を想定した代替スキームとして手続きが簡素化されグリーン化要件等が免除される小規模農業者支払いが規定されており、当該支払いを加盟国が実施した場合は、小規模農家に限らず全ての農業者は参加を選択することができる。農業者がこちらを選択した場合は、他の直接支払いを受けることはできなくなる事となる。

以上のように、直接支払いについては、三つの実施が義務的な支払制度と四つの実施が任意的な支払制度により構成される事となる。特に任意的な支払制度をどのように組み合わせさせて直接支払制度を設計するかは、加盟国の裁量に委ねられており、多様な組み合わせが可能となっている（第2表）。

第2表 直接支払いの改革の概要

支払いの種類	実施の態様	直接支払い予算枠に占めるシェア
基礎支払い	義務	以下の残額（8%以上～70%未満）
再分配支払い	任意	30%以内
グリーン化支払い	義務	30%
青年農業者支払い	義務	2%以内
自然制約地域支払い	任意	5%以内
カップル支払い	任意	15%以内（特例あり）
小規模農業者支払い	任意	10%以内

資料：筆者作成。

なお、改革前に単一面積支払い（SAPS）を実施していた加盟国は、当該支払いを 2020 年まで延長できることとなっている。

（2）各農業者の受取見込水準

青年農業者と自然制約地域の農業者以外である大部分の農業者の直接支払いの受取額については、先述したとおり加盟国予算シーリングが前回の財政期間の約 87.1%となり、さらに最大で当該シーリング総額の 7%（青年農業者支払いと自然制約地域支払いの合計）が減額されることとなるので、個別の農業者にとっては、基礎支払いとグリーン化支払いの合計で従来の直接支払いの少なくとも約 81%（前回の財政期間（2007-2013 年）比）を今回の財政期間（2014-2020 年）中に受給できる見込みとなる（2011 年価格を基準にした実質値での評価）。（小規模農業者支払いの受給額は当該支払いを選択していなければ受給していたであろう基礎支払い、グリーン化支払い等の相当額としていることから、また、再分配支払いは基礎支払いの受給者内で分配されることから、さらに改革後のカップル支払い額を現行水準と仮定すれば、平均的な各農業者の基礎支払い、グリーン化支払いの受給額にその影響はない。）

（3）「活動的農業者（Active farmer）」（支払い受給資格の厳格化）

デカップル支払いについては、狩猟用の原野を保有しているだけで最小限の農業活動も行っていない大地主や空港、鉄道、水道、不動産、スポーツ・グラウンドの経営者等その農業活動がその事業者にとって主要なものではない者が多額の直接支払いを受給しているという不適切な支払い事例があると従来から指摘されてきた⁽⁴⁾。そこで、これらを支払い対象から除外するために「活動的農業者」の規定が導入されることとなった。

具体的には除外リストとして、

①「農用地の主な部分が自然に放牧や耕作に適した状態に維持されている」が「最小活動（各加盟国で定義することとなっている）」を行っていない者

②空港、鉄道、水道、不動産、スポーツ・レクリエーション施設の経営者

には、直接支払いは支給されないと規定されている。さらに加盟国は必要に応じて、②のリストに非農業の事業を追加することができる。

ただし、②に該当しても直接支払い受給額が全非農業活動収入の 5 パーセント以上となる場合等は、活動的農業者として見なされることとなっている。

（4）基礎支払いの概要

従来の所得支持のためのデカップル支払いである「単一支払い（SPS）」、「単一面積支払い（SAPS）」の支払い受給権を有していた農業者には、基礎支払いの支払い受給権が配分さ

れることとなる。

「支払い受給権」は、特定の適格ヘクタール数 (eligible hectares) について直接支払いの交付を受ける条件付きの権利である。支払い受給権は、土地と別に譲渡することができる。

基礎支払いが農業者に交付されるには、農業者が、その支払い受給権に付属している適格ヘクタール数に該当する農地（農業者が使用しうる状態にある区画）を申告

(declaration) することにより、適格ヘクタール数当たりの受給権を発効 (activation) させなくてはならない。これにより発効した支払い受給権には、基礎支払いの交付を受ける権利が付与されることとなる。

1) 受給権の単価とその平準化

支払い受給権の単価は、原則として基礎支払いの加盟国予算シーリング（第2図参照）を支払い受給権の数（つまり適格ヘクタール数）で除した額としている。ただし、当該単価は、国レベルではなく、地域レベルでも設定することができる。

このように規定上は原則として、加盟国レベルあるいは地域レベルで全ての農業者に対して単価は同額（単一単価）に設定されることとなった（加盟国は単一単価について、①2015年の新たな基礎支払いの導入とともに設定するか、②単一単価を段階的に導入し、遅くとも2019年の申請から導入するか選べる）。

しかしながら、加盟国は、例外として、単一単価ではなく、2014年における全受給者の単一支払い（SPS）総額における個別の農業者の受給額シェアによって、2015年の基礎支払いの加盟国予算シーリングを個別農家に比例配分（受給）されることとなるように、個別の農業者間で2015年の単価（初期単価）に違いをつけることができることとなっている。

つまり、2014年における受給実績に基づき農業者ごとに単価が設定されることとなる。これは、2014年における個別の農業者間の支払い受給額（単価）の違いが基礎支払いの単価の違いとして反映されることを意味する。この例外措置は、改革前の農業者間の単価の格差が大きく、急激な受給額の変動を避けようとする加盟国が採用するものと考えられる。

ただし、この場合には、農業者間で異なる基礎支払いの受給権単価（初期単価）を2019年までに徐々に加盟国レベルか地域レベルで平準化しなければならないこととなっている。

具体的には、2015年における受給権単価（初期単価）が、2019年の加盟国全体又は地域全体の平均単価の90%未満である場合は、2019年までに、当該90%水準と初期単価の差額の三分の一分を初期単価へ徐々に増額することにより農業者間で平準化することとしている。

また、この方式により受給権単価を増額しても2019年において受給単価が加盟国全体又は地域全体の平均単価の60%未満である場合には、当該農業者の単価を60%まで切り上げることにしている。

これらの受給単価の平準化のための財源は、2019年時点での平均単価より初期の受給単価が高い農業者の単価を減額することにより確保することとしているが、この場合に初期

単価の減額は30%までとすることとしている。

2) 基礎支払い額の減額措置

基礎支払いの受給額が150,000ユーロより多い農業者は、当該超過額の少なくとも5%を減額することとなっている。基礎支払いの受給額の算定に当たっては地域雇用促進の観点から、農業雇用労働者に対する給与支払い額は控除されることとなっている。

基礎支払い額の減額措置により確保される資金は、CAPの第二の柱である農村振興政策に移行して加盟国による共同負担なしで使用されることとなっている。

ただし、次の大規模農家から平均規模以下の農業者への所得移転効果のある「再分配支払い」を直接支払いに係る加盟国予算シーリングの5%より多く実施する加盟国にあっては、基礎支払い額の減額措置を実施しなくてもよいこととなっている。

なお、単一面積支払い（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

(5) 再分配支払い

加盟国は、直接支払いのヘクタール当たりの平均単価の65%の水準までに単価を定めて、各農業者の適格ヘクタールの30ヘクタール分（加盟国により平均規模がそれ以上の場合は当該規模までのヘクタール数分）以下の額（＝ 単価 × 30ヘクタール（平均規模ヘクタール）以下）を「再分配支払い」として全農業者に支払うことができる。

この財源は、直接支払いに係る加盟国予算シーリングの30%まで基礎支払いの予算シーリングを減らして充てることができる。

つまり、再配分支払いを実施しなければ、平均規模より大きい農業者に支払われるはずだった基礎支払い額の一部が平均規模以下の農業者へ再分配されることとなる。

再分配支払いは、基礎支払いを地域レベルで実施している場合は、地域レベルで実施することができる。

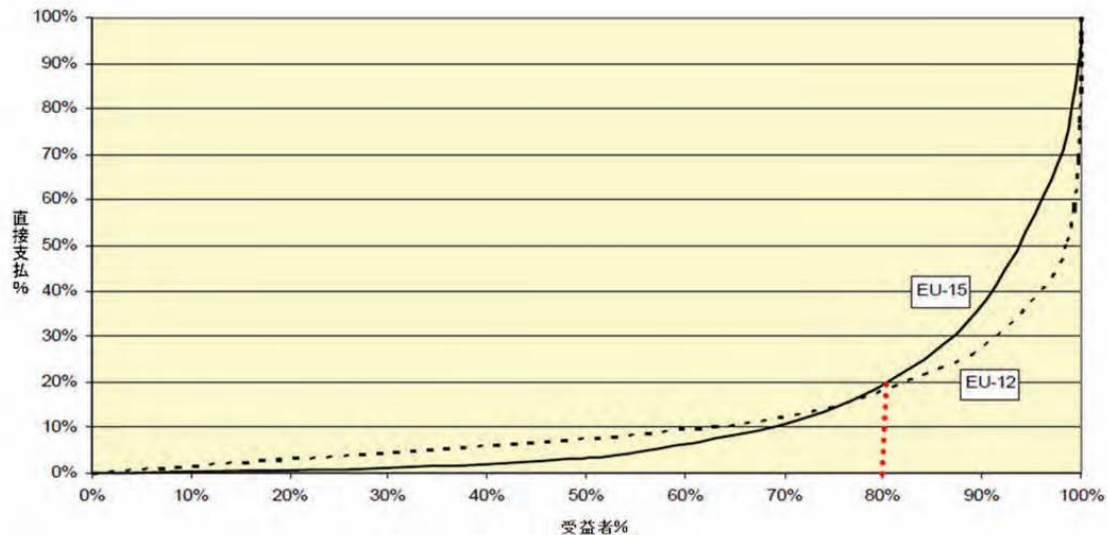
なお、単一面積支払い（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

2009年において、受益者の80%は、5,000ユーロ以下を受給し直接支払い総額の20%を受け取っている。逆に言えば、直接支払い受給者の20%が支払い総額の80%を受け取っているということである⁽⁵⁾。さらに、受給者の0.5%は、100,000ユーロ以上を受給し直接支払い総額の16%を受け取っている（第2図参照）。

2003年改革以降、モジュレーションによる高額受給者に対する受給制限が導入されているものの、依然として少数の受益者が高い割合の直接支払いを受け取っていることが分かる。

大規模農家に関しては、規模の経済による利益があるので、所得支持が規模と比例的である必要はないという議論がある一方、小規模農家に関しては、多くの農村地域の活性化

に極めて重要な役割を果たしており、また、所得支持に対する必要性が高いという議論がある。今回の再分配支払いは、こうした議論を踏まえて導入されたものとも考えられる。



第2図 直接支払いの受給者の累積分布

資料：European Commission (2011)より抜粋。

(6) グリーン化支払い：「気候と環境に有益な農業の実践に対する支払い」

基礎支払いの受給権を付与された農業者は、その適格ヘクタールの上で、「気候と環境に有益な措置（グリーン化要件）」を遵守することが義務づけられる。このグリーン化要件を遵守すると、「気候と環境に有益な農業の実践に対する支払い（グリーン化支払い）」が上乗せして支払われることとなった。

グリーン化支払いには、直接支払いに係る加盟国シーリングの30%が割り当てられる。

1) グリーン化要件（気候と環境に有益な措置）

グリーン化要件とは、①作物の多様化、②既存の永年草地の維持、③生態系保全用地の維持、の三つの措置のことであり、その具体的内容は以下のとおりである。

①作物の多様化

10ha 超 30ha 以下の農地には2種以上、30ha 超の農地には3種以上の作物を作付ける。主な作物の作付面積は農地の75%以下、さらに30ha 超の農地の場合には主要な2作物の作付面積は農地の95%以下とする。

②既存の永年草地の維持

既存の永年草地は、一定割合以上減少させてはならない。特に脆弱な永年草地については、耕作や転用をしてはならない。

また、各加盟国は、国レベルあるいは地域レベルで2015年における永年草地と総農地面

積の割合を基準として、今後、当該割合の減少を 5%以内にしなければならない。(つまり、国レベルあるいは地域レベルでこの範囲内であれば、農業者レベルでは既存の永年草地の耕作や転用は容認される。) もし永年草地と総農地面積の割合の減少が 5%超になった場合は、農業者に耕作や転用した土地を永年草地に戻させなければならない。

③生態系保全用地の維持

15ha 超の農地の 5% (2017 年以降に 7%へ引き上げ予定) 以上は、休耕地、テラス (土壌浸食を防ぐ等のための階段状農地)、景観地、緩衝用区画、植林地等として確保しなければならない。

2) 単価と受給額

単価は、原則としてグリーン化支払いに充てられる予算シーリングを適格ヘクタール数で除した額としている。加盟国レベルでも地域レベルでも設定することができる。

このように規定上は原則として、加盟国レベルあるいは地域レベルで全ての農業者に対して単価は同額 (単一単価) に設定されることとなった。

しかしながら、加盟国は、基礎支払いで農業者ごとに単価に差を設けた場合は、例外として基礎支払いの場合のようにグリーン化支払いの農家毎の受給額についても差を設けることができることとなっている。

具体的には、基礎支払いの単価の例外措置と同様に、2014 年における単一支払い (SPS) 総額における個別の農業者の受給額シェアに従って、グリーン化支払いの予算シーリングを個別農家に配分することとなっている。

つまり、基礎支払いと同様に 2014 年における個別の農業者間の支払い受給額の違いがグリーン化支払いの受給額の違いとして反映されることを意味する。

3) グリーン化要件に係わる制裁措置等

基礎支払いの受給権を付与された農業者はグリーン化要件を遵守することが義務づけられ、グリーン化要件を遵守すると、グリーン化支払いが上乗せして支払われることとなっているが、グリーン化要件遵守の実効性の観点から遵守を怠った農業者に対する制裁措置等の範囲が重要であると考えられる。

グリーン化要件を満たさない場合は、その違反の程度に応じてグリーン化支払いの受給額が減額されることとなるが、違反の程度が重度な場合は、2017 年から制裁措置が実施されることとなっている。つまり、グリーン化支払いが受給されないだけでなく、2017 年においてはグリーン化支払い額の 20%、2018 年以降は 25%までを上限として課徴金が徴収されることとなっており、実質的に基礎支払いの一部も失うこととなる。

このようにグリーン化要件を不履行の場合には、実質的な罰則が発生することになったので、基礎支払い受給者にとってグリーン化要件は、単なる努力義務ではなく実質的に強制的なものとなった。

4) 同等措置

グリーン化要件を実施していない場合でも、既に気候と環境に有益な効果をグリーン化要件と同等以上に生み出す措置を実施している農業者にグリーン化に係わる制裁措置を課さないようにするために、グリーン化要件と「同等措置」が規定され、これを代わりに実施すればグリーン化要件を満たしているものとする事となった。

当該同等措置は、「グリーン化要件のいずれか一つ以上と同等以上の環境・気候への便益をもたらす措置」のことである。具体的には、輪作、間作等の措置としてグリーン化の三要件の各々に対応した形で列挙されている（直接支払いに関する規則ANNEX IV参照）。

さらに、①第二の柱の農村振興政策による「農業・環境・気候支払い」を受給するために実施される義務、②土壌と水質、生物多様性、景観保全、気候変動の緩和と適応に関する目的に適合するための加盟国又は地域の環境認証制度（加盟国の環境立法措置に適合した環境認証制度を含み、クロス・コンプライアンスを超える内容のもの）による措置も「同等措置」と見なされることとしている。

また、「同等措置」以外にも、有機農業に関する規則（(EC)No 834/2007）を遵守している農業者は、無条件でグリーン化支払いを受給され、さらに、野鳥保護に関する指令（92/43/EC, 2009/147/EC）や水資源保護に関する指令（2000/60/EC）に係る地域の農業者は、これらの指令の目的に調和する程度にグリーン化要件を遵守すればグリーン化支払いを受給されることとなっている。

なお、グリーン化要件との同等措置等によってグリーン化支払いを受給している場合には、同等措置の実施に対してグリーン化支払いだけでなく、第二の柱における農業環境支払い等も二重に支払われる可能性があることから、農業環境支払い等の受給額については減額することとなっている（減額の程度については「委任された法行為（delegated acts）（上位法令の本質的でない要素を補足又は修正する欧州委員会が採択する法行為）」で規定される）。

5) グリーン化要件の効果

欧州委員会は、グリーン化支払いの要件を実施することにより、温室効果ガスの削減等の気候安定、土壌浸食防止や水質向上等の環境保全、生物多様性の保全や景観維持という公共財を供給する効果がもたらされると説明している。

（参考）欧州委員会が新 CAP 改革法案提出時の『影響評価分析』において例示しているグリーン化要件の効果⁽⁶⁾

① 作物の輪作（「作物の多様化」は、「作物の輪作」として検討されていた）

○ 気候安定

土壌有機物の増加（→土壌に炭素隔離、窒素肥料投入要量の減少→温室効果ガス放出削減）

- 環境保全

浸食の減少，有機物の増加，土壌の向上，雑草・病虫害の減少

- ② 永年草地の維持

- 気候安定

異種の草による二酸化炭素の吸収源

- 自然資源の保全

土壌浸食の防止，水量の調節，土壌の有機物による養分の定着

- 生物多様性

野生生物の生息地保全

- 景観維持

景観の維持

- ③ 生態系保全用地の確保

- 気候安定

土壌有機物の増加，肥料の投入要量削減，保水の増加などの有益な効果

- 生物多様性

異なる種の生息地，種の増加，生息地の結合性

- 自然資源保全

窒素，リン，農薬等による汚染の削減，土壌浸食の防止，水質の向上

6) グリーン化支払いの導入の政策的意義

このような気候と環境に有益な措置の実施については，従来は，CAP の第二の柱（農村振興政策）の予算枠における農業環境支払い等によって促進されてきた。グリーン化により，CAP の第一の柱（所得支持政策）における直接支払いの受給を通じて，農業者に環境保全を実施させることになり，所得支持のための直接支払いが第二の柱を補完することとなった。

しかもグリーン化支払いに直接支払いの財源の大きな部分（30%）を充てることにより，農業者が十分な直接支払いの受給額を維持するためには，グリーン化要件を遵守せざるを得なくなるよう巧みに制度設計がなされている。

また，第二の柱の農業環境支払い等と違い，全農業者を網羅して実施できるという意義もある。

所得支持のための直接支払いが第二の柱である農村振興政策を補完し，網羅的に実施できるという点では，以下で説明する青年農業者支払い，自然制約地域支払いについても同様であると言える。

（参考）第一の柱の直接支払いが補完する第二の柱（農村振興政策）における主要事業について

第一の柱が補完する第二の柱における環境保全，青年農業者支援，自然制約地域支援につ

いては、様々な事業があるが、それぞれ代表的な一例を挙げれば以下のようなものがある。

①農業環境気候支払い

環境と気候の向上に貢献する措置を自主的に実施する農業者に対する支援のための支払いであり、クロス・コンプライアンスの関係する義務基準、肥料、植物防除の関係最低基準、加盟国の法令で定められた関係義務基準を超えた措置などが対象となる。

受給額は、環境と気候の向上に貢献する措置の実施によって生じる追加的なコストや、失われた所得の全部又は一部を補償するための支払いである。

②青年農業者の経営立ち上げ援助

青年農業者による事業計画の提出を条件として、最大7万ユーロが分割されて支払われ、2回目以降の支払いは、事業計画が正しく実行されていることが条件となるものである。

③自然及び他の制約に直面している地域に対する支払い

当該地域における農業生産に対する制約に関連して生じる追加的なコストや、失われた所得の全部又は一部を補償するための支払いである。

7) グリーン化支払い導入の背景

2009年にギリシアに端を発した欧州債務危機（ユーロ危機）を乗り越え、当該危機が露呈したEUの構造的弱点を克服する等のために、2010年にEU全体の今後十年間の成長戦略である「欧州2020」が策定され、今回の多年度財政枠組は当該成長戦略に従い検討されることとなった。

グリーン化要件の内容を見ると、欧州2020の主要な優先事項である「持続可能な経済成長」に関する「温室効果ガスの排出削減」という目標に適合させたものとなっていることがわかる。

こうしたことから、グリーン化の背景には、今回の多年度財政枠組において予算を確保するために、直接支払いをEU全体の優先政策に位置づけて正当化しなければならないという事情があったと考えられる。

なお、単一面積支払い（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置（グリーン化支払いの単価に係る例外措置は除く）が実施されることとなっている。

(7) 青年農業者支払い

EUでは農業者の高齢化に伴い40歳未満の農業者は全体の14%に低下している⁽⁷⁾。CAPでは、これまで、青年農業者の新規就農対策は、第二の柱の農村振興政策の中で実施してきたが、新CAP改革においては、世代交代を促進するために、第一の柱にお

いても青年農業者の新規就農に対して基礎支払いへの上乗せ支払いとして「青年農業者支払い」を創設した。

これは、加盟国が、基礎支払い、グリーン化支払いとともに、義務的に設定する支払いである。まず、「青年農業者」とは、「経営の長として初めて農業経営体を立ち上げる者、又は、基礎支払いの初回申請前の5年間に既に経営を立ち上げた者、であって当該申請提出の時点で40歳以下である者」である。受給額は、直接支払いの平均単価又は基礎支払い単価の25%に、その発効させた受給権ヘクタール数を乗じた額となる。ただし、受給権ヘクタール数の上限を加盟国の状況により25ha以上から90ha以下の間で定めることとなっている。青年農業者支払いは、該当農業者が受給権を発効させることによって、最長5年間にわたり毎年交付される。ただし、新規就農から初めの申請提出までに既に経過した年数については交付されない。

加盟国が青年農業者支払いに割り当てる額は、直接支払いに係る加盟国予算シーリングの2%までとなっている。

なお、単一面積支払い（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

（8）自然制約地域支払い

CAP では、これまで、山岳地域等の条件不利地域における農業者の支援を、第二の柱の農村振興政策の中で実施してきていたが、新CAP改革においては、特定の自然制約下にある地域における農業の持続可能な発展を促進するために、第一の柱においても自然制約地域の農業者に対して基礎支払いへの上乗せ支払いとして「自然制約地域支払い」を創設した。

加盟国は、その選択により、加盟国シーリングの5%以内で「自然制約地域支払い」を交付することができる。「自然制約地域」の定義は、第二の柱の農村振興政策における定義が適用される。

具体的には、「自然制約地域」とは、

- ①山岳地域
- ②山岳地域以外で重大な自然制約に直面している地域
- ③特定の制約により影響を受けているその他の地域

というカテゴリーの地域であって、加盟国により指定された地域である。

加盟国は、基礎支払いの受給権が付与されており、かつ、その経営体の全部又は一部が自然制約地域にある農業者に対し、この支払いを交付することができる。この場合、加盟国は、該当する全部の地域に支払いを交付することもできるし、支払いの地域を一部に限定することもできる。

加盟国が自然制約地域支払いに割り当てる額は、直接支払いに係る加盟国予算シーリングの5%までとなっている。

支払い単価と受給額については、自然制約地域支払いに充当する予算シーリングを適格ヘクタール数により除した額となり、その単価に受給権ヘクタール数を乗じた額を基礎支払いに上乗せする。受給権ヘクタール数に上限を設定することもできる。また、当該支払いは

地域レベルで実施することができる。

なお、単一面積支払い（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

（9）任意カップル支払い

EUは、2005年以降、カップル支払いをデカップル支払いに順次移行させてきていた。しかし、今回の改革においては、特定地域の経済的、社会的、環境上の観点から重要であって、カップル支払いがなければ生産維持が困難なおそれのある品目に対して、加盟国はその選択によりカップル支払い（特定作物品目にリンクした支払い）を交付できることとなった。

支払いは、固定された面積や生産量、家畜の飼養頭数に基づき限度額内（現在の生産レベルを維持するインセンティブを与えるのに必要な程度）で実施される。

加盟国は、直接支払いに係る加盟国シーリングの8%以内をカップル支払いに充当することができる。ただし、2010年から2014年の間において、少なくとも1年、カップル支払いの支出額が、直接支払いの総支出額の5%以上であった場合は、加盟国シーリングの13%まで充当することができることとなっている。また、別枠で直接支払いに係る加盟国シーリングの2%までをタンパク作物に対して充当することができる（つまり、原則として加盟国シーリングの15%まで充当することができる）。更に、欧州委員会は、加盟国がその正当性を示すことができるなら、より高い率を認めることができるとされている。

なお、単一面積支払い（SAPS）を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

（10）小規模農業者支払い

EUにおいては、3ヘクタール以下の小規模農業者は、全農地の3%を使用しているにすぎないが、受給者の三分の一を占めている⁽⁸⁾。

「小規模農業者支払い」は、直接支払いの受給に伴う小規模農業者や行政事務の負担軽減を図るために基礎支払いや上乗せ支払い、カップル支払いを簡略化した代替スキームとして設けられたものである。

当該支払いを加盟国が実施した場合は、2015年に配分された支払い受給権をもち、直接支払い受給の最低条件（直接支払い額100ユーロ以上、適格ヘクタール1ヘクタール以上）を満たす農業者は、その規模に関わらず「小規模農業者支払い」を選択することができる。

この小規模農業者支払いを選択した農業者は、クロス・コンプライアンスのCAP上の制裁、グリーン化支払いに係る要件遵守の義務から免除される一方、第一の柱におけるその他の直接支払い（基礎支払い、グリーン化支払い、自然制約地域支払い、青年農業者支払

い、カップル支払い)は受給できなくなる。

毎年の小規模農業者支払い額は、次のいずれかの水準に設定される。

①加盟国の受益者当たりの平均支払い額の25%未満の額。ここで、受益者当たりの平均支払い額は、「2019年加盟国シーリング」を「2015年に受給権を得た農業者数」で除した額である。

②加盟国の平均ヘクタール当たり支払い額に、該当ヘクタール数(最大3ヘクタール)を乗じた額。ここで、平均ヘクタール支払い額とは、「2019年加盟国シーリング」を「2015年の申告適格ヘクタール数」で除した額である。

小規模農業者支払いの額は、500ユーロ以上1,250ユーロ以下とする。①又は②の計算結果が、500ユーロ未満のときは500ユーロへの切上げ、1,250ユーロを超えるときは、1,250ユーロへの切下げを行う。

加盟国が小規模農業者支払いに割り当てる額は、直接支払いに係る加盟国シーリングの10%までとなっており、その財源は、小規模農業者が支払いを受けたであろう基礎支払い、グリーン化支払い、青年農業者支払い、自然制約地域支払い、カップル支払いの額をそれぞれの支払いの総額から差し引くことにより充当される。

小規模農業者支援策としては、農村地域振興政策においても、小規模農業者に対する助言のための資金等が利用できる。

なお、単一面積支払い(SAPS)を実施する加盟国においても同様の措置が実施されることとなっている。

3. 市場措置(第一の柱)の改革

第一の柱のうち、市場措置は、介入買入、民間保管に対する補助等により農産物価格を支持するために実施されてきた。

1993年のマクシャリー改革で介入価格が大幅に引き下げられ、その時に改訂された名目水準が、現在に至るまでほぼ維持されてきており、2008年のCAP改革(ヘルスチェック)以降は、品目ごとに買入限度数量が適用されるなどセーフティ・ネットとしての役割に限定され運用されている。2009年の「乳製品市場危機」や2011年の「大腸菌感染危機」以降は、農産物危機時に対するさらなる例外的措置の必要性が改めて認識されてきている。

(改革の概要)

今回の市場措置における主な改革は、

- ①農業者の所得支持のために緊急の例外的な市場措置を導入する
- ②農業者のフードチェーンにおける交渉上の地位を向上させるために生産者組織を強化する
- ③通常の市場展開を超えた環境の下で実施される市場措置の財源枠として、新たな「農業危機予備費」を創設する

ことである。

(1) 例外措置

市場攪乱等による農業危機時に、以下のような農業者の所得支持のための緊急の市場措置を実施するため、新たなセーフガード規定が「例外措置」として導入されることとなった。

1) 市場攪乱に対する措置

EUの域内、域外の市場における価格の著しい乱高下などによる市場攪乱の脅威に対して、効率的、効果的に対処するため、欧州委員会には、「委任された法行為（delegated acts）（上位法令の本質的でない要素を補足又は修正する欧州委員会が採択する法行為）」を採択する権限が与えられる。当該措置においては、必要な範囲と期間について、市場措置の通常規則に規定された他の措置の範囲、期間などを拡大、修正することができる。

2) 動物病、公衆・動植物衛生による消費者の信頼喪失に関連した市場支持措置

欧州委員会は、動物病、公衆、動植物衛生による消費者の信頼喪失に関連し、「実施法行為（implementing acts）（上位法令を各加盟国において実施するための措置についてEU全域で一律の条件が必要な場合に欧州委員会が採択する法行為）」によって、以下のような影響を受けている市場に対する例外的な支持措置を採択することができる。

①動物病の蔓延を防ぐための措置の適用から生じる可能性のある域内貿易と域外貿易に関する規制を考慮した支持措置

②公衆衛生、動植物衛生のリスクによる消費者の信頼喪失に直接起因する深刻な市場攪乱を考慮した支持措置

対象品目は、牛肉、子牛肉、牛乳、乳製品、豚肉、羊肉、山羊肉、卵、鶏肉であるが、②の公衆衛生、動植物衛生のリスクによる消費者の信頼喪失は、他のすべての農産物に適用される。

これらの支持措置は、当該加盟国が、病気撲滅のため迅速に保健、獣医措置を講じたときのみ、当該市場を支持する必要がある範囲及び期間に限り講じられる。

欧州委員会は、加盟国が支持措置に要した額の50%を補助する。ただし、口蹄疫の防除を行うときには、牛肉、子牛肉、牛乳、乳製品、豚肉、羊肉、山羊肉について、60%を補助する。

3) 特定の問題に対する措置

欧州委員会は、「1) 市場攪乱に対する措置」や「2) 動物病、公衆・動植物衛生による消費者の信頼喪失に関連した市場支持措置」によっては、必要な緊急措置を実施することができない場合に限り、特定の問題を解決するために必要かつ正当化と認められる緊急措置を

実施法行為により採択することができる。これらの措置は、厳密に必要な範囲でのみに限り、かつ、厳密に必要な期間の間のみに限り、この規則の規定から逸脱することができる。

4) 深刻な市場不均衡期間における合意と決定

市場に深刻な不均衡が生じている期間中は、生産者組織や部門・業種間組織（次の「(2) 生産者組織」の項を参照）の講じる一時的な協調的手段（市場撤退、民間業者による保管等）に対して、市場における健全で公正な自由競争を維持するための競争法を適用させないように実施法行為を採択することができることとなっている。この実施法行為は、「1) 市場攪乱に対する措置」、「2) 動物病、公衆・動植物衛生による消費者の信頼喪失に関連した市場支持措置」、「3) 特定の問題に対する措置」を実施した場合にのみ採択することができる。

(2) 生産者組織

農業者のフードチェーンにおける交渉上の地位を向上させるために「生産者組織」と「部門・業種間組織」の設立のルールについては、従来から適用されている野菜、果実、乳製品部門から全ての農産物部門へ拡張されることとなった。

生産者組織とは、同一の農業生産部門内の生産者によって、品質数量に関する生産計画や需要への調整、供給の集中と組織成員による生産物の市場出荷等を目的とする水平的な連携組織である。

また、部門・業種間組織とは、同一生産部門に関して、あるいは複数の生産部門にわたり、農産物生産と加工、流通等の経済活動に関わる代表者からなる垂直的な組織であり、生産、加工、流通を市場の要求、消費者の嗜好や期待に適応させるための必要な情報の提供や調査の実施等を目的としているものである。

さらに乳製品の生産者組織に加えて、新たに牛肉・子牛肉、穀物、オリーブオイルの生産者組織についても、メンバーを代表して生産物の供給に関する契約について交渉することができることとなった。

(3) 農業危機予備費

農業生産や流通に影響を与える大きな危機が発生した場合に、農業部門に追加的な支援を提供するために農業危機予備費を創設することとなった。

農業危機予備費からの支出される資金は、通常の市場展開を超えた環境の下で実行される特に第一の柱の以下の措置に充てられる。

- ① 公的介入と民間保管補助
- ② 輸出補助金
- ③ 例外的な措置

危機予備費は、毎年、第一の柱の直接支払いの財源を毎年 4 億ユーロ（今回の 7 年間の財政期間で合計 28 億ユーロ）減額することによって賄われる（2011 年価格を基準にした実質値での評価）。支出されなかった危機予備費の資金は、翌年の直接支払いの財源に充てられることとなっている。

4. 農村振興政策（第二の柱）の改革

第二の柱（農村振興政策）は、農業近代化助成、早期離農促進・青年新規就農、環境・気候保全対策、条件不利地域助成、農村インフラ整備、林業対策等の様々な補助事業の集合体である。

第一の柱の政策は全額EU予算で実施されるのに対し、第二の柱の政策は、EUが事業メニューを定め、加盟国が事情に応じて事業を選択し、EUと加盟国の共同負担により実施されるものである。

今回の改革前の農村振興政策の諸事業は、目的別に四軸構造（4 axes）で体系化されていて、各目的間のバランスをとるために、各加盟国に農村振興政策の財源として配分されたEU予算（EU負担部分）については、各軸に対する最小支出割合が以下のように定められてきていた。

目的	最小支出割合
第一軸 農林業の競争力向上	10%
第二軸 環境・農村空間の改善	25%
第三軸 農村生活の質の向上・農村経済の多様性	10%
第四軸 農村振興活動の連携（LEADER事業）	5%

（改革内容）

「欧州 2020」の目的（持続可能な成長、スマート（知的）な成長、あまねく広がる成長）達成に貢献するため、CAP 第二の柱である農村振興政策に係る欧州農業農村振興基金（EAFRD）は、欧州の地域社会経済の発展に関するその他の政策に係る基金である、欧州地域開発基金、欧州社会基金、結束基金、欧州海事漁業基金（これら五基金を総称して「欧州構造・投資基金（European Structural and Investment Funds）」という。）とともに、新たな「共通戦略フレーム（Common Strategic Framework）」の下で運用されることとなり、農村振興政策は、上記のその他の政策とより緊密に連携しながら実施されることとなった。

また、農村振興政策の遂行に当たっては、

- ①EU 共通で設定された農村振興政策の諸事業のメニューに基づいて、加盟国が、国又は地域レベルの状況に応じて中長期の農村振興プログラムを策定して実施する
- ②当該農村振興プログラムの財源については、EU と加盟国で共通負担する

という従来からの基本的枠組みは維持されることとなったが、農村振興プログラムの策定ルール、農村振興政策に係る EU の財政負担率等について以下のような改革が行われた。

(1) 農村振興プログラムの策定ルール

まず、加盟各国の農村振興プログラムの策定ルールについてはより柔軟なものとなった。

具体的には、従来の四軸構造（軸毎の最小支出要件）の代わりに、欧州 2020 の達成に貢献するために、共通戦略フレームの目的を反映した「農村振興に関する六つの優先政策分野」が設定され、このうちの最低限四つの優先政策分野の下で、各加盟国は、各事業を選択して農村振興プログラムを策定し、農村振興政策を実施することとなった。

六つの優先政策は以下のとおりである。

- ①農林業及び農村地域における知識移転と技術革新の促進
- ②農業全部門における競争力の向上及び農家の存続可能性の向上
- ③フード・チェーン組織と農業リスク管理の促進
- ④農業、林業に依存した生態系の修復、維持、向上、
- ⑤資源効率の向上、低炭素及び気候回復可能な経済への移行
- ⑥農村地域における社会包摂、貧困削減、経済発展

ただし、各加盟国に農村振興政策の財源として配分された EU 予算の少なくとも 30% を土地（農林地）管理と気候変動に関する事業（環境と気候変動に関連した固定資産への投資、林業関連事業、農業環境気候、有機農業、Natura2000 支払い（水枠組指令支払いは含まない）、自然その他の制約に直面している地域への支払いなどが想定されている）に、また、当該 EU 予算の少なくとも 5% を従来からその有効性が評価されている LEADER 事業（地域の「草の根」グループによる革新的な農村振興事業の実施に係る支援）に支出しなければならないこととなっている。

このように林業を含んだ環境・気候関連事業の重点化を行ったが、その他の点において農村振興プログラムの策定に関する制約は緩和されたと考えられ、各加盟国は、比較的自由に各事業を選択することができるようになった。

(2) EUの財政負担率

農村振興政策に係る EU の財政負担率は、欧州構造・投資基金の配分に係る以下のような EU の地域区分ごとに設定される。

- ①「低開発地域」 一人当たり GDP が EU27 の平均の 75% 未満の地域
- ②「開発移行地域」 75% 以上 90% 未満の地域
- ③「先進地域」 90% 超の地域

EUの 財政負担率の上限は、

- ①原則として、53%
- ②開発移行地域のうち一人当たりGDPがEU25（EU27からブルガリア、ルーマニアを除いたもの）の平均の75%未満の地域については、75%
- ③開発移行地域（その他の地域）については、63%
- ④低開発地域、海外領地とエーゲ海諸島では、85%となった。

EUの財政負担率の上限については、原則負担率（①）は、改革前と平均的（従来の四軸の平均）にみて余り変わらない水準となったが、開発移行地域については、従来からの75%水準の対象地域をより限定的にして（②）、その他地域（③）においては、63%に低下した。低開発地域、海外領地とエーゲ海諸島については、改革前の第二軸の環境・農村空間の改善事業のみ85%だったものが、全ての事業で85%となった（④）。

ただし、知識移転、生産者組織の設立、協同、LEADER 事業、青年農業者の新規就農交付金、様々な事業の下での環境と気候変動の緩和と適応に関する支出に対しては更に高くすることができることとなっている。

以上のように、EUの負担率の上限についても、EU全体の成長戦略上の優先政策に貢献することや農村振興政策をより効果的に実施するために政策対象を限定して財源をより充実させることとなっている。

なお、EU 負担率の下限については、改革前と変わらず、20%となっている。

（3）成果予備費（成果主義の導入）

2014-2020 年の欧州農業農村振興基金の総額の 6%は「成果予備費」に留保され、2019 年に欧州委員会によって各加盟国・地域の農村振興プログラムの目標の達成度について審査が行われ、欧州委員会が、十分に当該目標が達成させていると認めた場合にのみ配分されることとなった。

5. まとめ

新 CAP 改革の概要は以下のとおりである。

（1）CAP 予算は、前回の財政期間と比較して、第一の柱（直接支払い・市場措置）については約 17.5%の減少となったが、EU 予算全体に占めるシェアは約 38%であり、従来と同様に政策別シェアは最大となった。

（2）CAP 第一の柱のうち所得支持のための直接支払いについては、デカップル支払いは、基礎支払いと上乗せ支払いに分割され、上乗せ支払いとして、EU 全体の優先政策に貢献するためのグリーン化支払いやターゲットを絞って財源を優先的に受給する青年農業者支払い、自然制約地域支払い、さらに平均規模以下の農業者への所得移転のための再分配支払い

が導入された。また、加盟国間、農業者間での分配の公正化も実施された。カップル支払いについては、地域社会にとって特定の品目の生産の維持が重要であって、カップル支払いがなければ生産維持が困難なおそれのある品目については一定の限度内で認められることとなった。

(3) CAP 第一の柱のうち市場措置については、市場攪乱等による農業危機に対応するためにセーフティネット機能を強化する観点から緊急の例外的な市場措置等とその財源枠が導入された。

(4) CAP 第二の柱（農村振興政策）については、EU 全体の優先政策に貢献する観点等から農村振興プログラムの策定ルールの柔軟化、EU の財政負担率の改訂や成果主義の導入が行われた。

今回の CAP 改革においては、直接支払いの財源の 30%についてグリーン化することにより、所得支持を通じた環境保全を図る仕組みを構築したことにより、EU 全体の優先政策に適合させながら、直接支払いに EU 域内の国民が等しく受益する環境保全、気候安定等の公共財の供給を促進する機能を与えて、直接支払いを正当化し、今回の多年度財政枠組において直接支払いの予算を確保することができた。

また、今回の改革より、従来は第二の柱で担われていた農業環境対策、青年農業者対策、条件不利地域対策について、これらをターゲットとする新たな直接支払い制度（グリーン化、青年農業者、自然制約地域支払い）が設けられ、実質的に第一の柱が農村振興政策を補完する役割も担うこととなった。

さらに、再分配支払い、自然制約地域支払い、カップル支払い等の任意的な支払い制度をどのように組み合わせて直接支払い制度を設計するかは、加盟国の裁量に委ねられていることから、各国で直接支払いの実施の姿は特徴のあるものとなると考えられる。

注（１）EU の機能に関する条約第 312 条参照（Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union 参照）。

（２）以下、新 CAP 改革の概要は、関連法令（Regulation (EU) No 1305/2013, No 1306/2013, No 1307/2013, No 1308/2013, No 1310/2013）の条文と European Commission (2013a)に基づいて整理した。また、当該整理に際しては増田（2013）を参照。

（３）直接支払の支出額については、European Commission (2014)を参照。

（４）European Court of Auditors (2011)を参照。

（５）European Commission (2011)を参照。

（６）European Commission (2011)を参照。

（７）European Commission (2011)を参照。

（８）European Commission (2011)を参照。

[引用文献]

(英語文献)

Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union, The Official Journal of the European Union C 326, 26.10.2012, p. 47–390.

European Commission (2011), “COMMISSION STAFF WORKING PAPER IMPACT ASSESSMENT Common Agricultural Policy towards 2020” SEC(2011) 1153 final/2, Annex 3: Direct payments 3A – 3D

European Commission (2013a) CAP Reform – an explanation of the main elements

European Commission(2013b), Multiannual Financial Framework 2014-2020,

http://ec.europa.eu/budget/mff/index_en.cfm, (2014 年 3 月 10 日アクセス)

European Commission (2014), “Report on the distribution of direct aids to agricultural producers(financial year 2013)”

European Court of Auditors (2011), SINGLE PAYMENT SCHEME (SPS) Issues to be addressed to improve its sound Financial Management

Regulation (EU) No 1305/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD) and repealing Council Regulation (EC) No 1698/2005

Regulation (EU) No 1306/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 on the financing, management and monitoring of the common agricultural policy and repealing Council Regulations (EEC) No 352/78, (EC) No 165/94, (EC) No 2799/98, (EC) No 814/2000, (EC) No 1290/2005 and (EC) No 485/2008

Regulation (EU) No 1307/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing rules for direct payments to farmers under support schemes within the framework of the common agricultural policy and repealing Council Regulation (EC) No 637/2008 and Council Regulation (EC) No 73/2009

Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007

Regulation (EU) No 1310/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 laying down certain transitional provisions on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD), amending Regulation (EU) No 1305/2013 of the European Parliament and of the Council as regards resources and their distribution in respect of the year 2014 and amending Council Regulation (EC) No 73/2009 and Regulations (EU) No 1307/2013, (EU) No 1306/2013 and (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council as regards their application in the year 2014

(日本語文献)

増田敏明(2013)「次期 CAP 改革法案の審議状況―「公共財供給政策」への転換をめぐる―」『平成 24 年度欧米の価格・所得政策と韓国の FTA 国内対策』, 農林水産政策研究所.